

## 小林市過疎地域持続的発展計画改定箇所

新旧対照表

頁	変更前	変更後
22	第3節 計画 事業計画(令和3年度～7年度) (9) 観光又はレクリエーション	第3節 計画 事業計画(令和3年度～7年度) (9) 観光又はレクリエーション 1 事業追加 <u>すきむらんどアクティビティセンター整備事業 市 須木区域</u>
40	第3節 計画 事業計画(令和3年度～7年度) 表内(1)、(4)の間 表記無し	第3節 計画 事業計画(令和3年度～7年度) 事業名追加 <u>(3) 集会施設、体育施設等</u> 1 事業追加 <u>社会体育施設整備事業 市 須木区域</u>
40	第3節 計画 事業計画(令和3年度～7年度) (1) 学校教育関連施設	第3節 計画 事業計画(令和3年度～7年度) (1) 学校教育関連施設 1 事業追加 <u>スクールバス運行事業 市 須木区域、野尻町区域</u>